

米子市都市計画法第53条第1項の規定による建築の許可に関する
基準

平成28年11月 1日 施行
平成29年 8月 1日 改正
平成29年 9月20日 改正
平成30年 2月20日 改正
平成30年 6月 8日 改正

都市計画法（昭和43年法律第100号）第54条に該当する申請以外の申請が次に掲げる要件の全てに該当するときは、同法第53条第1項の許可をすることができるものとする。ただし、都市計画事業の施行に支障があると認める場合は、この限りでない。

- 1 当該申請に係る建築が、都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域のうち、近く事業に着手する見込みがないものとして別に定める区域内において行われるものであること。
- 2 当該申請に係る建築物が、次に掲げる要件の全てに該当し、かつ、容易に移転し、又は除却することができるものであると認められること。
 - (1) 階数が3以下で、かつ、地階を有しないこと。
 - (2) 主要構造部（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第5号に定める主要構造部をいう。）が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。
- 3 当該申請に係る建築物の建築が、都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域の内外にわたって行われる場合にあっては、将来、当該建築物のうちこれらの区域内に存する部分を移転し、又は除却することができるよう設計上の配慮がなされていること。

米子市都市計画法第53条第1項の規定による建築の許可に関する基準
における「別に定める区域」

米子市都市計画法第53条第1項の規定による建築の許可に関する基準（平成28年11月1日施行）の1の規定により別に定める区域は、次に掲げる都市計画施設の区域とする。

道路

名称		区間	備考
番号	路線名		
3.3.2	米子中央線	3.4.6号 米子港両三柳線 （県道米子港線）から 3.4.3号 安倍三柳線 （市道安倍三柳線）まで	義方町から 上後藤七丁目まで
3.4.7	青木団地線	県道岩屋谷米子線 （新青木橋）から 3.3.2号 米子中央線 （国道181号）まで	榎原から 兼久まで
3.4.11	安倍旗ヶ崎線	3.4.3号 安倍三柳線 （市道安倍三柳線）から 3.4.6号 米子港両三柳線 （県道米子港線）まで	旗ヶ崎九丁目から 旗ヶ崎一丁目まで
3.4.12	米子駅車尾線	3.3.2号 米子中央線 （国道181号）から 3.4.9号 二本木陰田線 （国道9号）まで	博労町一丁目から 車尾二丁目まで
3.4.14	旗ヶ崎中央線	市道内浜街道線から 3.3.2号 米子中央線まで	旗ヶ崎四丁目から 上後藤四丁目まで
3.4.26	美濃大山線	1.1.1号 淀江米子線 （山陰道）から 市道佐陀川左岸堤線まで	赤井手から 赤井手まで
3.5.8	内町東町線	3.3.7号 米子駅境線 （主要地方道米子境港線）から 市道京橋立町通り線まで	内町から 内町まで